

四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程の一部を改正する規程
四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程（昭和45年四日市市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 庁用自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「交通法」という。）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、市<u>（公営企業管理者を除く。以下同じ。）</u>が所有するもの及び賃貸借契約又はリース契約により市が使用する自動車をいう。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(整備管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 整備管理者は、市長が職員のうちで車両法<u>第50条</u>に定める資格を有する</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 庁用自動車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「交通法」という。）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車で、市が所有するもの及び賃貸借契約又はリース契約により市が使用する自動車をいう。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(整備管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 整備管理者は、市長が職員のうちで車両法<u>第51条</u>に定める資格を有する</p> |

者のうちから選任する。

(安全運転管理者)

第6条 交通法第74条の3第1項の規定により管財課等に安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、市長が職員のうちで道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「交通法規則」という。）第9条の9第1項に定める資格を有する者のうちから選任する。

(副安全運転管理者)

第7条 交通法第74条の3第4項の規定により管財課等に副安全運転管理者を置く。

2 副安全運転管理者は、市長が職員のうちで交通法規則第9条の9第2項に定める資格を有する者のうちから選任する。

(整備管理者の職務)

第8条 整備管理者は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)及び(2) (略)

(3) 車両法第49条に定める点検整備記録簿に関すること。

(4)から(8)まで (略)

者のうちから任命する。

(安全運転管理者)

第6条 交通法第74条の2第1項の規定により管財課等に安全運転管理者を置く。

2 安全運転管理者は、市長が職員のうちで道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「交通法規則」という。）第9条の9第1項に定める資格を有する者のうちから任命する。

(副安全運転管理者)

第7条 交通法第74条の2第4項の規定により管財課等に副安全運転管理者を置く。

2 副安全運転管理者は、市長が職員のうちで交通法規則第9条の9第2項に定める資格を有する者のうちから任命する。

(整備管理者の職務)

第8条 整備管理者は、法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)及び(2) (略)

(3) 車両法第49条に定める自動車定期点検整備記録その他の点検及び整備に係る記録簿に関すること。

(4)から(8)まで (略)

(運転者の届出及び決定)

第11条 (略)

2 庁用自動車を運転させようとする者が部（教育委員会等の事務部局にあつては、これに類する部局。以下この項において同じ。）付きの者である場合は、前項において主管の長が行うこととしている届け出は、当該部の庶務を所掌する課（以下「主管課」という。）の長が行うものとする。

3 管財課長は、主管の長から届出（前項の規定による主管課の長からの届出を含む。）のあった運転者について運転者経歴書等を勘案し、適当と認める者についてこれを決定するものとする。

4 (略)

5 主管の長及び主管課の長は、運転者を変更しようとするときは、第1項又は第2項の規定によりこれを行わなければならない。

(運行前点検)

第15条 運転者は、庁用自動車の運転開始前において庁用自動車を点検し、その結果を運行前点検表に記載し、管財課長又は主管の長（以下「管財課長等」という。）及び整備管理者が配属されている所属においては整備管理者に報告しなければならない。

(運行状況の報告)

(運転者の届出及び決定)

第11条 (略)

2 管財課長は、主管の長から届出のあった運転者について運転者経歴書等を勘案し、適当と認める者についてこれを決定するものとする。

3 (略)

4 主管の長は、運転者を変更しようとするときは、第1項の規定によりこれを行わなければならない。

(運行前点検)

第15条 運転者は、庁用自動車の運転開始前において庁用自動車を点検し、その結果を運行前点検表に記載し、主管の長及び整備管理者が配属されている所属においては整備管理者に報告しなければならない。

(運行状況の報告)

第16条 運転者は、自動車運行日誌に運行状況を記載し、管財課長等に報告しなければならない。

(事故等の処理)

第17条 運転者は、庁用自動車の運行中交通事故又は車両に故障が生じたときは、法令に定められた処置をとり直ちに管財課長等及び安全運転管理者若しくは副安全運転管理者並びに整備管理者が配属されている所属においては整備管理者に報告するとともに管財課長等の指示を受けなければならない。

2 交通事故の報告を受けた主管の長は、遅滞なく四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に定める自動車事故報告書に整備管理者が配属されている所属においては整備管理者の意見を付して市長に報告しなければならない。

第16条 運転者は、自動車運行日誌に運行状況を記載し、主管の長に報告しなければならない。

(事故等の処理)

第17条 運転者は、庁用自動車の運行中交通事故又は車両に故障が生じたときは、法令に定められた処置をとり直ちに主管の長及び安全運転管理者若しくは副安全運転管理者並びに整備管理者が配属されている所属においては整備管理者に報告するとともに主管の長の指示を受けなければならない。

2 交通事故の報告を受けた主管の長は、遅滞なく四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）に定める自動車事故報告書に整備管理者が配属されている所属においては整備管理者及び安全運転管理者若しくは副安全運転管理者の意見を付して市長に報告しなければならない。

(修繕)

第18条 運転者において、庁用自動車の修繕を必要と認めたときは、整備管理者が配属されている所属においては整備管理者の認定を受け、整備管理者が配属されていない所属においては主管の長を通じ所定の手続をしなければならない。ただし、特別の事由により事前に修繕の手続ができないときは臨機の処置をとり、事後において所定の

(燃料の補給)

第18条 (略)

2 (略)

3 前項ただし書の場合において運転者は、帰庁後直ちに管財課長等に報告しなければならない。

4 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

(運行)

第23条 共用自動車を使用しようとする者は、使用に際し運転者に自動車使用許可書を提示しなければならない。

2 共用自動車を使用している者が使用中やむを得ない事由により時間又は行

手続をしなければならない。

2 主管の長が車両修繕の要求を受けたときはこれを審査し、四日市市会計規則に定めるところにより所定の手続をしなければならない。

3 修繕を完了した庁用自動車は、整備管理者又は主管の長が検査を行わなければならない。

(燃料の補給)

第19条 (略)

2 (略)

3 前項ただし書の場合において運転者は、帰庁後直ちに主管の長等に報告しなければならない。

4 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

(運行)

第24条 共用自動車を使用しようとする者は、使用に際し運転者に自動車使用許可書を提示しなければならない。

2 共用自動車を使用している者が使用中やむを得ない事由により時間又は行

程を変更したときは、帰庁後直ちに、
変更内容を管財課長に報告しなければ
ならない。

程を変更しようとするときは、電話そ
の他適当な方法により直ちに管財課長
の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(財政経営部管財課)